

藤沢市



大庭台 墓園墓所

令和7年度 平面墓地等再募集のご案内



普通墓地



芝生墓地



集合納骨壇

※写真はイメージです。

申込期間:2025年(令和7年)10月8日(水)～14日(火)

《受付時間 午前8時30分～正午 午後1時～5時》

申込場所:大庭台墓園墓所管理事務所

郵送による申込みはできません。

※内容をよくご確認ください。

※申込状況に関するお問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。

お問い合わせ先

- ・藤沢市大庭台墓園墓所管理事務所(藤沢市大庭3782番地)
電話 (87)3557(直通)
(25)1111(代表) 内線4140
- ・藤沢市役所 福祉総務課(藤沢市役所本庁舎2階)
電話 (50)8258(直通)
(25)1111(代表) 内線3127

※この募集は藤沢市が行っており、民間業者と連携・提携はございません。

なお、大庭台墓園内での販売・営業行為・物品頒布は許可を受けた者のみに限られています。

大庭台墓園平面墓地等再募集のご案内 目次

令和7年度再募集の流れ	1
1 募集区画数、使用料及び管理料等	2
2 申込資格	2
3 申込時の遺骨の範囲	3
4 優遇制度について	3
5 申込受付	3
6 抽 選	3
7 2次申込みについて	4
8 3次電話申込みについて	4
9 使用者の決定等	5
10 当選後に必要な書類	5
募集区画位置図	6
大庭台墓園 平面墓地募集区画【普通墓地】	7
大庭台墓園 平面墓地募集区画【芝生墓地】	8
大庭台墓園 立体墓地募集区画【集合納骨壇】	9
案内図・交通のご案内・お問い合わせ先	10
申込書記載例	11
墓所使用上の制限と注意事項について	12
大庭台墓園平面墓地等申込書	13

令和7年度再募集の流れ

～ 1 次申込み～



申込書類提出

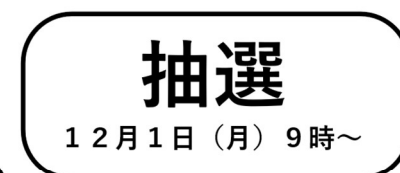


使用料等支払い



～ 2 次申込み～

1 次落選者対象



申込書類提出

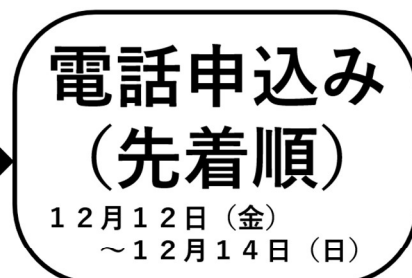


使用料等支払い



～ 3 次電話申込み～

2 次落選者対象



大庭台墓園平面墓地等再募集のご案内

本再募集は、使用者から返還された平面墓地及び立体墓地の区画（墓所）について募集を行うものです。

使用申込みには資格制限があります。内容をよく確認したうえで、お申込みください。

1 募集区画数、使用料及び管理料等

種別	面積	区画数	使用料(非課税)	カロート料(税込み) (芝生墓地納骨設備)	令和7年度管理料(税込み)		
					年額	1次申込月割額 (1~3月分)	2次・3次月割額 (2~3月分)
普通墓地	4㎡	53	720,000円		8,074円	2,018円	1,345円
	6㎡	9	1,100,000円		12,111円	3,027円	2,018円
芝生墓地	4㎡	55	720,000円	244,667円	9,504円	2,376円	1,584円
	6㎡	6	1,100,000円		14,256円	3,564円	2,376円
集合納骨壇	0.3㎡	12	267,000円		2,552円	638円	425円

(1) 使用料は使用開始時のみご納付いただきます。管理料は大庭台墓園の施設維持管理のため毎年度、ご納付いただきます。令和7年度の管理料は月割計算による額となります。また芝生墓地に当選された方のみ、専用のカロート料（納骨設備）をご納付いただきます（実費負担）。なお、今回募集する芝生墓地のカロートは、12月上旬に設置工事完了の予定です。

(2) 墓石建立工事（使用者による施工）に要する費用が別途必要です。（集合納骨壇を除く）

(3) 募集区画は、全て返還墓地です。

※現状渡しのため、墓石建立時に現場合わせが必要となる場合があります。

※集合納骨壇は経年劣化による破損、傷・汚れ等があります。

※普通墓地を申込みされる方は、大庭台墓園墓所管理事務所にございます実測図も併せてご確認のうえ、お申込みください。

(4) 申込みできるのは遺骨の祭祀の主宰者（喪主等）で、1世帯1区画です。

※1世帯で2区画以上の申込みをした場合、または重複して申込みをした場合は、申込み及び当選等による全ての資格を取消します。

2 申込資格 次の(1)～(5)全てに該当することが必要です。

(1) 申込者本人が2024年（令和6年）10月14日以前から継続して藤沢市に住民登録していること。

(2) 遺骨の祭祀の主宰者（喪主等。1遺骨に複数の祭祀の主宰者は認めません。）であること。

(3) 現に遺骨をお持ちの方で、自宅に保管、または寺院等に仮安置している方。

※他の墓地等に埋葬してある遺骨を当墓地に改葬する場合は申込みができますが、分骨による埋葬の場合は申込みができません。

(4) 使用開始日から1年以内に遺骨を埋葬できる方。

(5) 既に大庭台墓園（合葬納骨壇を除く）の使用許可を受けていないこと（同一世帯者を含みます）。なお、西富墓地の使用者は、当選後、西富墓地の返還が条件となります。

3 申込時の遺骨の範囲

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 親
- (4) 兄弟姉妹 (以下①～③のいずれかの条件を満たす兄弟姉妹であることに限ります。)
 - ①生涯独身で死亡した。
 - ②婚姻後、子がないまま離婚し死亡した。または子がないまま配偶者と死別した。
 - ③子や妻がいたが、申込者が死亡届を提出し、火葬執行した。

4 優遇制度について

今回、優遇対象となる方は、令和5年度及び令和6年度の平面墓地等再募集において、2回とも落選された方(同じ埋葬予定者の場合に限る)を対象に、申込時に申告していただくことにより、抽選時の番号を2つにする優遇措置を講じます。

なお、対象者が死亡した場合は、次の(1)～(3)の条件すべてに該当する方に限り、その権利を引継ぐことができます。ただし、この場合はその事実を証明する書類(誓約書)を申込当日に提出していただきます。印鑑を必ずお持ちください。

- (1) 前回までの埋葬予定者の祭祀の主宰者として、埋葬予定者を埋葬すること
- (2) 前回までの申込者と同居の親族であること
- (3) 申込みの遺骨の範囲に該当する方

5 申込受付(1次申込み)

- (1) 期間 **2025年(令和7年)10月8日(水)～14日(火)** (土日を含む)
- (2) 時間 午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
- (3) 場所 大庭台墓園墓所管理事務所(郵送での申込みは出来ません。)
- (4) 提出書類 申込書
- (5) 申込状況に関するお問合せには、お答えできません。

※受付期間中、10月10日(金)終了時点の申込状況を10月11日(土)に、最終申込状況を10月15日(水)に、大庭台墓園墓所管理事務所にて掲示します。

- (6) 申込区画の変更

申込後、区画の変更を希望する場合は、受付期間中に1回に限り受け付けます。

※変更を希望する場合は、申込書(控)をお持ちください。

6 抽 選

1区画に対して複数の申込みがあった場合は、抽選により区画ごとに当選者(以下「使用予定者」という。)と1人の補欠者を決定します。

- (1) 抽選日時 **2025年(令和7年)10月22日(水)午前9時～**
- (2) 抽選場所 大庭台墓園墓所管理事務所
- (3) 抽選結果 抽選終了後、大庭台墓園墓所管理事務所、市役所本庁舎(1階総合案内)、福祉総務課窓口及び市ホームページに掲示します。また、10月30日(木)以降、申込者全員に郵送によりお知らせします。

使用予定者には資格審査に必要な書類として次の書類を同封します。

①大庭台墓園墓所使用許可申請書

②誓約書 2 通 (ア) 遺骨の祭祀の主宰者であること。

(イ) 1 年以内に埋葬すること。

- (4) 補欠者 当選者が辞退した場合に使用予定者となります。2026年(令和8年)3月31日(火)までその資格を有します。

※抽選結果について、電話でのお問合せには、お答えできません。

※抽選時に申込みが無かった区画については2次申込みを受付けます。

7 2次申込みについて

1次申込時に申込みが無かった区画について、2次申込みを受付けます。対象は令和7年度平面墓地等再募集の1次抽選結果が補欠もしくは落選となった方です。

※補欠者が申込みをした場合、補欠の資格は喪失します。

※抽選結果の通知文に2次申込書を同封します。

- (1) 2次申込期間

2025年(令和7年)11月21日(金)～23日(日)の3日間

- (2) 2次申込時間・場所 (P3. 5(2)(3)と同様のためご参照ください)

- (3) 2次提出書類 2次申込書

- (4) 2次抽選日時 2025年(令和7年)12月1日(月)午前9時～

- (5) 2次抽選場所 大庭台墓園墓所管理事務所

- (6) 2次抽選結果 12月1日(月)の抽選終了後、大庭台墓園墓所管理事務所及び市ホームページに掲載します。また、12月5日(金)以降、2次申込者全員に郵送によりお知らせします。

8 3次電話申込み(先着順・電話受付のみ)について

2次申込時に申込みが無かった区画について、電話にて3次申込みを受付けます。対象は令和7年度平面墓地等再募集の2次抽選結果が落選となった方です。

- (1) 3次申込期間

2025年(令和7年)12月12日(金)～14日(日)の3日間

- (2) 3次申込時間 午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

- (3) 受付電話番号 0466-87-3557(大庭台墓園管理事務所)

※電話が混み合うことが予想されますが、福祉総務課や、藤沢市コンタクトセンター経由の電話での受付はできません。必ず、大庭台墓園墓所管理事務所専用回線へおかけください。

- (4) 決定方法 先着順

- (5) 3次申込結果 12月17日(水)以降、使用予定者にのみ郵送でお知らせします。

※電話申込時に希望する区画に既に申込みがあった場合は、使用予定者がいる旨をお電話にて回答します。

9 使用者の決定等

(1) 資格審査

使用予定者から「10 当選後に必要な書類」を提出していただき、資格審査を行います。

(2) 書類の提出期限

【1次】2025年（令和7年）11月28日（金）

【2次・3次】2026年（令和8年）1月7日（水）

(3) 提出先

大庭台墓園墓所管理事務所（平日、土日祝日も受付）または藤沢市役所本庁舎2階福祉総務課（平日のみ受付）受付時間・・・午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

(4) 使用の許可

①使用予定者に「大庭台墓園墓所使用許可決定通知書」及び使用料、管理料、カロート料（芝生墓地のみ）の納入通知書を郵送します。

※使用料等が納付されない場合は、使用許可決定を取消します。

【1次】2025年（令和7年）12月3日（水）以降郵送。

2025年（令和7年）12月17日（水）までに金融機関等でご納付ください。

【2次・3次】2026年（令和8年）1月13日（火）以降郵送。

2026年（令和8年）1月27日（火）までに金融機関等でご納付ください。

②使用料、管理料及びカロート料の全てを納付された方に「大庭台墓園墓所使用許可証」をお渡しします。納付を確認できる領収書等を大庭台墓園墓所管理事務所または福祉総務課（藤沢市役所本庁舎2階）にお持ちください。

(5) 使用開始日

【1次】2026年（令和8年）1月4日（日）

【2次・3次】2026年（令和8年）2月1日（日）

10 当選後に必要な書類（※全て原本が必要となります。）

(1) 住民票（提出日前1ヶ月以内に発行されたもので、本籍、続柄が記載された世帯全員のもの。）

(2) 戸籍謄本等…申込者と死亡者との続柄を証明できるもの。

(3) 埋火葬許可証（改葬の場合は、「埋蔵証明書」又は「改葬許可証」）

※改葬・・・現在ほかの墓地に埋葬している遺骨を当墓地に埋葬する場合。

「埋蔵証明書」については現在遺骨を埋葬している墓地の管理者に、「改葬許可証」は現在遺骨を埋葬している墓地が存する市区町村役場に請求してください。

※実際に遺骨を当墓地に埋葬するときは、改葬許可証が必要となります。改葬許可証は埋蔵証明書をもとに発行するため、改葬許可申請時には改めて埋蔵証明書が必要となります。

※死胎児（妊娠4ヶ月以上の胎児）の遺骨をお持ちの方は、埋火葬許可証・母子手帳・病院等の証明書・火葬場の証明書のいずれか。

(4) 遺骨が親・兄弟姉妹の場合、祭祀の主宰者（喪主等）であることを証明できるもの（会葬礼状、誓約書等）。

※誓約書については、使用予定者に用紙を郵送します。

(5) 遺骨が兄弟姉妹の場合、「3申込時の遺骨の範囲」に合致していることが確認できる戸籍謄本等。

(6) 誓約書（1年以内に埋葬または改葬する旨）※使用予定者に郵送

(7) 大庭台墓園墓所使用許可申請書 ※使用予定者に郵送